

志賀原発を廃炉に訴訟・第 31 回口頭弁論意見陳述原稿

2020 年 11 月 5 日 14:00 金沢地裁

原告団；柚木 光

■はじめに 志賀原発廃炉訴訟とのかかわり

2011 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に起きた東日本大震災とその直後に起きた福島第一原発事故は我が国に未曾有の被害をもたらし、そして原発の安全神話は微塵に砕けました。

こうした状況を受け、2012 年 6 月 26 日、原告団 120 人、弁護団 28 人、サポーター 2,500 人以上でわたしたちは本訴訟を起こしました。2012 年 7 月に以前から指摘されていた志賀原発 1 号機直下の S-1 断層が活断層であることが濃厚であると明らかになります。活断層上の原発は禁止されています。2013 年 2 月には、福島県からの避難者 5 人が第 2 次提訴、原告は 125 人、サポーターは 3,400 人近くに増えました。わたしは志賀原発の近いうちの廃炉を確信しました。

しかし、早期の勝利判決を信じたわたしの判断は甘かったと言わざるを得ません。提訴から 8 年と 4 か月余、いまだ本裁判は結審に至っていません。

■福島第一原発事故のこと

東日本大震災発生時、わたしは羽田空港出発ロビーで小松に帰る飛行機を待っていました。ロビーの巨大なガラス窓が大きく歪んで今にも割れそうになり、わたしは思わず後ろに下がりました。羽田沖の対岸からは石油タンクからか炎と黒煙が上がり、そしてロビーのテレビ画面からは信じがたい光景が流され続けました。福島第一原発が巨大津波に襲われたというニュースが入ったのはそれから間もなくでした。空港内のテレビはそのうち映らなくなり、情報が入らない中、極めて不安な気持ちを抱えたまま、まんじりともせず、移された待合室ロビーの固く冷たい床で一夜を過ごしました。全電源喪失からメルトダウン・水素爆発、大量の放射能放出、事故翌日 12 日に原発の 20km 以内の 11 万人避難、2012 年 1 月には 34 万人が避難しています。

2020 年 9 月現在、福島県の避難者は県外だけで 29,516 人、北陸 3 県には 298 人が避難しています。原発事故関連死者数は 2020 年 10 月現在で 2,315 人、関連自殺者数は原発事故直後の 6 月に堆肥小屋に「原発さえなければ…」と記して自死した相馬市の酪農家をはじめ 2018 年現在で 100 人を超えています。

■飯館村訪問

原発事故から 8 か月後の 2011 年 11 月 5 日、山形で開催された護憲大会のフィールドワークでわたしは飯館村を訪れました。ほぼ快晴の良い天気、しかし人は誰もいません。バス内では放射線量が $0.8 \mu\text{sv/h}$ だったのが飯館小学校に下りると $3.8 \mu\text{sv/h}$ 、校舎の地表の

草むらに線量計を置くと $6.0 \mu \text{sv/h}$ まで上がりました。校舎内の教室には子どもたちのランドセルがそのまま放置されていました。飯館村の子どもたちは自分のランドセルを置いたまま何処へ行ってしまったのでしょうか？ 快晴で空気も良く綺麗に色づいた樹々、これほど自然豊かな街に何故人がいないのでしょうか？ 飯館村は福島原発の直接的な恩恵とは縁が遠い、酪農と農業が中心のどかで静かな村でした。そして飯館村は東日本大震災による地震と津波の直接的被害を被ることはありませんでした。しかし、福島原発事故は飯館村の空気をそして子どもたちの未来を何年も何十年も奪い去りました。2018年4月現在、子どもたちの避難者数は17,487人、うち県外は7,575人にのぼります。原発事故により原発周辺の人々はすべてを失いました。家も家族も友達も仕事も何もかも、その状況は事故から9年8か月経った今も何も変わっていません。

■差別の構図

福島原発事故時もそしてコロナ禍の現在も非常時には常に社会的弱者が最も犠牲を強いられる日本という社会はどういう構図を持っているのでしょうか。放射線被曝を恐れて避難した子どもたちを待っていたのはいじめという差別でした。75年前の広島・長崎の被爆者に対する差別は福島原発事故の被害者にも時空を超えて重なります。

今年、新型コロナの脅威が世界を席卷しています。この新感染症は深刻なダメージを全世界に与え続けていますが、我が国においてはその2次的被害として職を失った人は9月末現在で6万人に上り、休業者においては実に216万人に及んでいます。そのほとんどが非正規労働者であり、その多くは女性労働者です。日本の社会的最底辺にいるホームレスは一切の公的救援措置と無縁に置かれたままです。

2016年7月に起こった神奈川の「やまゆり園事件」では重度障害者は生きる資格がない存在として元施設職員に殺害されました。彼の行動と思想は異常として片づけられるのでしょうか。かつてナチスドイツが国家権力としてユダヤ人絶滅計画実行の前に障害者抹殺を行っていたのはわずか80年ほど前のことです。

一方、障害者とハンセン病者に国家権力としてつい最近まで不妊手術を強制していた国は何処なのでしょう。そしてそのことへの真摯な反省のかけらもなく「自分のことはまず自分で行え」と自助努力の強要を就任時に真っ先に掲げたのは何処の国の新しい総理大臣でしょうか。97年前に起きた関東大震災時に発生した朝鮮人虐殺という事象は我が国では過酷被災被害状況時において社会的弱者に対する差別事象が突出することを物語っています。

福島原発事故もまた我が国の差別の構図を露呈したと言えます。そもそも志賀原発をはじめ我が国の原発は何故いわゆる過疎地に立地されているのでしょうか。国家権力と一体となった電力業界という権力が金の力で生活者を翻弄する。ここにも我が国の差別の構図があります。福島第一原発事故という極限的事故を経験したわたしたちは絶対にその2度目を犯すことは許されません。差別とは人間の存在を根底から否定するもの以外の何物で

もなく、その対義語である人権の尊重こそ日本国憲法の真髄です。

■司法の独立ということ

東日本大震災・福島第一原発事故の5年前、2006年3月24日、金沢地裁は志賀原発2号機の運転差し止めを認める画期的判決を下しました。北陸電力の地震動の想定が甘すぎ、想定を超える地震動が志賀原発を襲った場合、安全装置が稼働する保証はなく過酷事故の具体的危険があるというこの井戸判決が確定していれば、少なくとも福島第一原発事故は防げていたかもしれません。最高裁がこの訴訟を棄却したのは2010年、福島原発事故の1年前のことです。

9年と8か月前に想定をはるかに超える過酷事故が福島第一原発で起きました。この決定的事実を司法に携わる人は強く認識しなければなりません。事故後に設置された原子力規制委員会は日本の原発政策を推進してきた原子力安全保安院の後身であり、基準を厳しくしたとはいえ、原発再稼働がその基本姿勢であることは昨今の相次ぐ再稼働容認が示しています。司法は行政の圧力に屈するのではなく、そして忖度するのでもなく、あくまで独立した存在として機能しなければならないのは自明の理です。したがって本裁判が規制委員会の判断に左右されるようなことがあっては断じてなりません。去る9月30日、仙台高裁は福島原発事故が及ぼした地域住民に対する被害の責任を問うたいわゆる「生業訴訟」で国に対し東電と同等の責任があると明確に断じました。

いまだ福島の故郷に戻ることができない、おそらく永遠に戻ることができないかもしれない多くの福島の人々、多くの子どもたちの生活と人権を守ること、それこそが憲法の番人である裁判官の責務です。志賀原発における過酷事故が石川・富山の住民に取り返しのつかない事態を及ぼすことが自明な中、石川・富山の住民、そして何よりも子どもたちの未来と人権を保障するため、志賀原発の即時廃炉と本裁判の一刻も早い結審を要求し、わたしの意見とします。